

自転車に乗られる皆さんへ

自転車も車のなかま「**軽車両**」です！

道路交通法などの交通ルールを守り、自転車の安全な利用に努めましょう

特に注意しなければならない場所

- 1 歩 道
- 2 交 差 点
- 3 横断歩道

1, 歩道では

- 歩行者と安全な間隔を空けて、すぐに止まれるように徐行しましょう。
- 通行を妨げたり、接触する恐れがある時は、一時停止又は、自転車を降りて通行しましょう。
- 歩行者がいないときは、歩道の状況に応じ、安全な速度と方法で車道寄りの部分を通行しましょう。



自転車が歩道を通行できるのは、次のとおりです。

- 車道又は交通の状況に照らし、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。
- 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者及び、身体の不自由な方が運転するとき。
- 交通規制により歩道を通行できるとされているとき。

2, 交差点では

- 車やバイクの飛び出し、横断歩行者などの見落としに注意しましょう。
- 見通しの悪い交差点では、必ず一時停止を行いましょう。
- 自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しましょう。



道路を横断するときは

【信号機・一時停止標識】

- 設けられている交差点・・・信号、道路標識に従って通行。
※「歩行者・自転車専用」と表示のある場合は、この信号に従い、一時停止場所では、一時停止をしましょう。
- 設けられていない交差点・・・左右の安全を確認して通行。

【自転車横断帯】

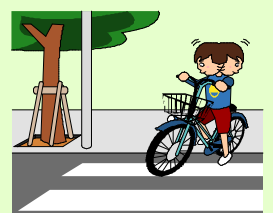
- 設けられている交差点・・・自転車横断帯を通行。
- 設けられていない交差点・・・車道部分または、横断歩道を通行。
※横断歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車から降りて通行。

- ※ 信号の変わり目の無理な横断や、見切り発進は、大変危険です。
- ※ 見通しが悪い交差点では、標識等がなくても一時停止を行い安全を確認しましょう。

- ※ 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は、警察官等の手信号等に従わなければなりません。
- ※ 車両等は、交通整理が行われていない交差点又は、その手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければなりません。
(道路標識等による停止線が設けられていない場合は、交差点の直前で停止)。

3, 横断歩道では

- 横断歩行者の通行を妨げないようにしましょう。通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止または、自転車を降りましょう。
- 交差点以外の道路を横断する時は、左右からの車両や、周囲の歩行者などに注意しましょう。
- 歩行者がいない場合でも、すぐに止まれるように徐行しましょう。



- ※ 自転車横断帯がある場所は、その自転車横断帯を通行しましょう。
- ※ 横断後は、道路の左側端に寄って通行しましょう(※原則車道の左側通行となります)。

自転車は車のなかま⇒交通ルールを守り歩行者に配慮した運転を！

道路交通法では、自転車は軽車両に位置づけられ「車のなかま」になります。道路を通行するときは「車」として交通ルールを遵守して安全な運転を心掛けましょう。

- 信号は必ず守りましょう。「歩行者・自転車専用」信号機がある場合は、その信号に従い、安全を確認して横断しましょう。
- 「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止をしましょう。「止まれ」の標識がない場所でも、見通しの悪い交差点は、徐行して左右を確認して安全に通行しましょう。
- 自転車は、歩道と車道の区分があるところでは、車道(左側)を通行するのが原則です。車道が通行できない場合は、歩道を通行することができますが、歩行者に十分に配慮しましょう。
- 夜間、自転車で道路を走るときは、前方など周りの状況を正しく把握する他、自分の存在を目立たせるためにも、必ずライトを点灯しましょう。
- 自転車も、お酒を飲んで運転することは、法律で禁止されています。また、酒気を帯びている人に自転車を提供、飲酒運転を行う恐れのある人に酒類を提供してはいけません。
- 自転車は、基本的に1人用の乗り物です。二人乗りは、子どもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。
- 他の自転車と、並んで走るとは禁止されています。並んで走ると、道路に広がるために危険であり、他の通行の妨げにもなります(「並進可」の標識があるところを除く)。

★次の違反を繰り返すと講習の対象になります(15類型)★

※法～道路交通法

① 信号無視 法第7条違反



⑥ 遮断踏切への立入 法第33条第2項違反

踏切の遮断機や警報器が作動している間に踏切に立入る行為



⑪ 歩道での歩行者妨害等 法第63条の4第2項違反

指定された自転車通行部分や歩道の車道寄り部分を徐行しない行為、歩行者の通行を妨げることとなる場合における一時停止違反



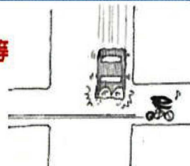
② 通行禁止道路(場所)の通行 法第8条第1項違反

道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為



⑦ 左方優先車の妨害・優先道路通行車の妨害等 法第36条違反

交通整理の行われていない交差点で左方から接近する車両の進行を妨害したり、優先道路等の通行車両等の進行を妨害する行為



⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 法第63条の9第1項違反

ブレーキを取り外したり、ブレーキ性能が不良な自転車で走行する行為



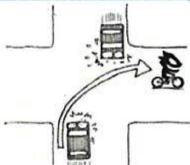
③ 歩行者用道路における歩行者妨害 法第9条違反

自転車の通行が認められている歩行者用道路で歩行者を妨害したり徐行しない行為



⑧ 右折時における直進車や左折車の通行妨害 法第37条違反

交差点で右折する際に、その交差点を直進及び左折しようとしている車両等の進行を妨害する行為



⑬ 酒酔い運転 法第65条第1項違反

飲酒運転は自転車も禁止です。



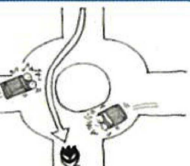
④ 歩道通行や車道における右側通行等 法第17条第1項、第4項又は第6項違反

歩道または路側帯と車道の区別がある道路での歩道通行、車道での右側通行、道路右側の路側帯を通行する行為



⑨ 環状交差点における安全進行義務違反等 法第37条の2違反

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、環状交差点に入る際に徐行しない等の行為



⑭ 安全運転義務違反 法第70条違反

ハンドル、ブレーキ等を確実に操作せず、また、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為



⑤ 路側帯における歩行者通行妨害 法第17条の2第2項違反

自転車が通行可能な路側帯で歩行者の通行を妨害する行為



⑩ 指定場所での一時不停止 法第43条違反

一時停止標識等を無視して交差点に進入したり、交差点道路を通行する車両等の進行を妨害する行為



⑮ 妨害運転 法第117条の2の2第11項

他の車両を妨害する目的で、当該他車両等に道路における交通の危険を生じさせる行為



※携帯電話で通話したりイヤホンで高音量の音楽を聴きながら運転する行為は宮城県道路交通規則で禁止(5万円以下の罰金)されています。このような運転をして事故を起こした場合は、安全運転義務違反になることがあります。